

# 川路浄化センターPPA方式による太陽光発電設備導入業務仕様書

飯田市市民協働環境部ゼロカーボンシティ推進課

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和7年度 川路浄化センターPPA方式による太陽光発電設備導入業務

### (2) 業務期間

#### ア 工事期間

着工可能時期は、最早で令和8年6月1日（月曜日）を予定している。

竣工期限は、令和9年3月1日（月曜日）とする。

※ 令和7年度に交付決定を受けた「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「交付金」という。）」の活用を前提とするため、避け難い事故が生じた場合であって、交付金の交付について承認を得た場合を除き、竣工期限の延長は認めない。

#### イ 運転開始時期

工事完了時期を踏まえて、市と協議の上で決定する。

※ 運転を開始するために必要な系統連系手続に時間を要する場合であってやむを得ないときは、その必要な時間を加味して協議した上で決定する。

#### ウ 運転終了時期

原則として運転を開始した日から17年を経過する日の属する年度の末日までとする。

## 2 対象施設

### (1) 太陽光発電設備の設置場所 川路浄化センター南駐車場

#### ア 所在地 飯田市川路7630番地2

#### イ 登記情報

(ア) 所有者 飯田市

(イ) 地目 宅地

(ウ) 面積 3,977m<sup>2</sup>

#### エ 施設管理者 飯田市上下水道局下水浄化センター

#### オ 土地の用途 近隣でのイベント開催時の駐車場及び近隣施設の臨時駐車場

#### オ 土地利用の制限

(ア) 太陽光発電設備の設置は、ソーラーカーポート方式によること。

(イ) 川路浄化センターが地震災害等により設備を損傷した場合に、その機能を代替するための緊急用設備を搬入設置するための用地として、土地の西側約4分の1の範囲については、太陽光発電設備及び付帯設備（以下「設備」という。）を設置しないこと。

(ウ) 普通自動車70台以上が駐車できるよう設備を設置し、また、駐車場所がわかりやすくする工夫を実施し、本来の土地の用途を妨げないこと。ただし、設備設置工事を実施するために必要で、あらかじめゼロカーボンシティ推進課及び施設管理者が承認した期間及び場所については、本

來の土地の用途に供することを要しない。

- (2) オンサイトPPA（第三者所有モデルによる電力購入契約（PPA）のうち、太陽光発電設備を設置した施設又は近接する施設に、一般送配電事業者の送配電網を介さないものをいう。）による場合の電力供給場所 川路浄化センター
- ア 所在地 飯田市川路7630番地 1
- イ 登記情報
- (ア) 所有者 飯田市
- (イ) 地目 宅地
- (ウ) 面積 6,462m<sup>2</sup>
- ウ 施設管理者 飯田市上下水道局下水浄化センター
- エ 電力契約種別 高圧電力
- オ 契約電力（令和7年12月現在） 42kW
- カ 年間消費電力量（令和6年4月から令和7年3月まで） 178,987kWh
- ※ 年間消費電力量は、期間中の消費電力量30分値の合計である。

### 3 業務内容

#### (1) 業務概要

- ア 対象施設において設備の設置が可能な設置場所の提供を受け、自らの負担で設備を導入する。なお、設備の導入に要した経費のうち、飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱に基づく飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金の補助対象経費について、その3分の2相当額を限度として、補助金が交付される。
- イ 設備は、一般送配電事業者の送配電網に連系するものとする。ただし、その連系の方法は、オフサイトPPA（PPAのうち、太陽光発電設備を直接一般送配電事業者の送配電網に連系して、特定の小売電気事業者に対して長期間・固定価格で供給するものをいう。）若しくはオンサイトPPAのいずれか、又はその両方を併用することを妨げない。
- ウ 設備の運転管理及び維持管理を自らの責任及び負担で行う。
- エ オンサイトPPAによる場合は、設備で発電した電力を、川路浄化センターに供給する。
- オ オフサイトPPAによる場合は発電した電力のすべてを、オンサイトPPAによる場合は余剰電力等のすべてを、飯田まちづくり電力株式会社（以下「飯田まちづくり電力」という。）に対して販売する。
- カ 運転期間終了後、事業者は、原則として設備を自らの負担で撤去し、設置場所の現状を回復する。ただし、本市又は第三者が設備の運転を引き継ぐこととした場合は、設備を無償で譲渡するものとする。

#### (2) 契約単価

- ア オンサイトPPAによる場合、本市は、川路浄化センターに供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。
- イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。
- ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、契約単価の上限は21.31円/kWh（消費

税込)とする。

- エ 契約単価は、月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとし、原則、契約期間中において一定額とする。ただし、一時的に、若しくは将来に向かって契約単価を引き下げ、又は一時的に毎月の代金から一定額を差し引く場合はこの限りではない。
- オ 基本料金単価その他の条件による料金単価の設定は行わないものとする。
- カ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- キ 飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金の交付を受けた場合は、交付を受けない場合と比べて、少なくとも補助金額のうち10分の9に相当する金額が、契約期間を通じて控除されることが明らかであるものとする。

#### 4 設備設置工事前の詳細調整・詳細設計・手続

事前に実施した基本設計の結果を基礎として、次のとおり詳細調整・詳細設計・手続を実施する。

##### (1) 詳細調整

- ア 施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設管理者、オンラインPPAによる場合は電力供給場所の電気主任技術者その他の関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な詳細調査を実施する。
- イ 地域住民に十分配慮して事業を実施するため、必要に応じて地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図る。

##### (2) 詳細設計

- ア 事業者選定での提案内容を基に、本業務実施に必要な詳細設計（付随工事等を含む。）を行う。
- イ 詳細設計は、当該施設の構造、設備及び現地状況を十分把握し、施設管理者及びオンラインPPAによる場合は電力供給場所の電気主任技術者との間で必要事項の調整を実施するとともに、疑義があった場合には関係者との協議及び確認をした上で実施する。
- ウ 設備の固定方法は、既設の屋根に穴空けをして設備を固定するといった、当該施設の運用に支障を生じるおそれがある方法としない。
- エ 市の示す資料及び独自調査資料を基に、当該施設運用への支障の無い内容で実施する。なお、資料のみでの判断をせず現地の状況を把握しての実施を前提とする。
- オ 景観、日陰、反射光、輻射熱、騒音その他の周辺への影響について十分に配慮した設計とし、ゼロカーボンシティ推進課、施設管理者その他の本市の関係部署、近隣の住民及び事業所並びに川路まちづくり委員会の担当役員、かわじ土地管理組合の担当役員、天龍峡温泉観光協会の担当役員その他の周辺関係者との間で十分な説明及び調整を最大限実施する。
- カ 設置する設備及び設備の設置方法は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要綱」の別紙1「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）」2. ア（ア）に掲げる交付要件を満たすものとする。
- キ オンサイトPPAによる場合にあっては、設置した太陽光発電設備で発電した電力量、既存の太陽光発電設備で発電した電力量、川路浄化センターで消費した電力量及び余剰電力に係る電力量を計量できる設備構成とする。

- ク 太陽光発電設備は、JET認証を取得したもの、又はこれに相当する品質及び安全基準に準拠した製品を用いる。
- ケ 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力、自重、積雪、地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とする。
- コ 独立電源として使用できるコンセントを設置する、オンサイトPPAによる場合にあっては非常時に特定負荷に電力を供給できる設備構成とする等の方法により、系統停電等の非常時にも電力を供給できる仕組みとする。
- サ 設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行う。
- シ 環境教育に活用することも想定し、周辺の小中学校から社会見学等で訪れる児童生徒にとっても表示内容が理解しやすい形式で、太陽光発電設備の設置場所に、飯田市脱炭素先行地域計画及び脱炭素先行地域づくり事業の概要並びに本業務の概要を示した看板及び運転状況について確認できる発電状況表示モニターを設置する。ただし、運転状況については、インターネットを活用してブラウザ等で閲覧する方法で代替することを妨げない。
- ス 詳細設計における次の資料等を本市に提出し、承諾を受ける。
- (ア) 設計関係書類 平面図、立面図、単線結線図、設備図、機器仕様資料その他の工事に関連する図面
- (イ) 工事関連書類 工程表及び業務体制図
- (ウ) 維持管理計画書（運用期間における維持管理体制及び実施計画を示したもの。）
- (エ) 工程表（工事工程表とは別に、市及び関係機関に対する各種申請等の必要な手続きを網羅したもの。）
- (オ) その他本市が求める書類
- (3) 法令等への適合確認・申請等手続
- ア 本業務の実施にあたっては、建築基準法、消防法等の各種関係法令の規定に適合させる。
- イ 届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁等にて必要な手続きを行う。
- ウ 現地調査、設備容量検討、構造検討を行い、必要に応じて各種関係手続きを行った上で、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類とともに、結果を市に提出する。
- エ 市が結果を確認した後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を申請する。

## 5 設備設置工事

対象施設において、次のとおり本事業実施に必要な設備設置工事を実施する。

- (1) 設備導入及び付随工事に関する工事・工事管理業務及びその関連業務を行い、運転期間前に動作確認等の試験を完了させ、当該施設への電力供給可能な状態とする。
- (2) 工事期間、工事の実施日時帯、施工方法（仮設、部材搬入等を含む。）等について、あらかじめゼロカーボンシティ推進課及び施設管理者の承認を受ける。なお、7月下旬の土曜日に開催される予定の「かわらんバースペシャルDay」、9月上旬の土曜日に開催される予定の「名勝天龍峡をどり」及び10月下旬の日曜日に開催される予定の「南信州天龍峡マルシェ」で駐車場として使用することを予定し

ていることから、その準備を含めた使用期間については、極力駐車場としての使用が妨げられないようとする。

- (3) 工事の実施体制、非常時の対応その他の必要事項について、あらかじめゼロカーボンシティ推進課及び施設管理者に対して説明する。
- (4) 車両の通行を含めた施設利用者及び近隣住民等の安全と利便性を確保すると共に、特に大きな音の出る工事、クレーン等重機を使用する工事の実施については、施設利用者及び近隣に対し特段の配慮と調整をするものとする。
- (5) 工事の際に既存建物、設備及び周辺施設等に支障が出ないよう、養生等十分な対応を行う。
- (6) 設置する設備については、ラベル等を用いて当該事業に関連する設備であることを把握できる状況にすること。なお、ラベル等は屋外設置に耐えられるものとし、少なくとも本事業名、事業者名及び緊急連絡先を表示すること。なお、維持管理において設備の一部を交換等した場合にはその旨を把握できるラベル等に交換するものとする。
- (7) 工事に必要な申請、届出等の手続業務及びその関連業務を行う。
- (8) 工事着手及び竣工時には、現場で市の確認を受けること。なお、竣工時には次の書類を電子データ及び紙資料で提出すること。
  - ア 完成図面
  - イ 機器仕様書
  - ウ 機器取扱説明書
  - エ 機器保証書及び保証書に相当する資料の写し、各種許認可に係る書類の写し
  - オ その他必要な書類
- (9) 設備設置後、設備設置箇所以外の箇所を原状に回復する。ただし、事前にゼロカーボンシティ推進課及び施設管理者の同意に基づき原状回復以外の対応によることとした箇所を除く。
- (10) 設置した設備について、あらかじめ内容について本市の承認を受けた上で、施設管理者及び電気主任技術者に対して、事業の運営体制、非常時の設備操作その他の必要事項についてのマニュアルを作成して提出し、及びその説明を行う。

## 6 設備運転・電力供給・維持管理

次のとおり、設置した設備を運転し、オンサイトPPAによる場合は施設に電力を供給し、及び脱炭素先行地域内に余剰電力等を供給し、並びに設備の維持管理をする。

- (1) 設備の保安管理等について、市の既存契約を変更する必要がある場合、本業務に起因する増額分の負担は事業者負担とする。
- (2) オンサイトPPAによる場合は、設置した太陽光発電設備で発電した電力のすべてを川路浄化センターに供給する。ただし、設備の運転に必要な電力を除く。
- (3) オフサイトPPAによる場合にあっては設置した太陽光発電設備で運転期間中に発電した電力（ただし、設備の運転に必要な電力を除く。）のすべてを、オンサイトPPAによる場合にあっては川路浄化センターに供給した電力を除く運転期間中に生じた余剰電力のすべてを、本市と飯田まちづくり電力との間で締結した「飯田市脱炭素先行地域づくり事業で導入される太陽光発電設備を電源とする地産地消型小売電力メニューの組成に係る基本協定書」及び本業務に係る個別協定書に基づき、同社に

- 9円/kWh（消費税込）で販売する。
- (4) オンサイトPPAによる場合にあっては、毎月1回、川路浄化センターに供給した電力量に基づく電気料金を上下水道局に請求する。
- (5) 每年5月30日までに、前年の4月1日から当年の3月31日までの期間に設置した太陽光発電設備で発電した電力量、川路浄化センターに供給した電力量（オンサイトPPAによる場合に限る。）及び販売した余剰電力の電力量を、ゼロカーボンシティ推進課に報告する。
- (6) 設備又は対象施設が災害等により被害を受けた場合は、ゼロカーボンシティ推進課及び施設管理者と連携して、被害の拡大を防ぐために必要な事項を直ちに実施する。なお、事業者が当該被害の事実を知ったときは、直ちにゼロカーボンシティ推進課及び施設管理者に通報する。
- (7) 設備の修理、交換その他の改修をする必要があるときは、施設管理者及び電気主任技術者の承認を受けて実施する。
- (8) 対象施設において市が改修工事等を実施する必要が生じた場合は、設備の一時的な運転停止及び移設に応じる。
- (9) 太陽光発電設備の設置場所における雑草対策等の土地の管理に協力する。
- (10) 管理者による行政財産の目的外使用許可に基づき、市が算定する額の使用料を、別途定める方法及び期日により支払う。

## 7 設備撤去・原状回復

- (1) 運転終了後、事業者の責任及び負担で設備（太陽光発電設備の架台及び基礎を含む。）を撤去し、太陽光発電設備の設置場所及びオンサイトPPAによる場合の電力供給場所を原状に回復する。なお、撤去により施設に修繕が必要となった場合には、事業者の負担において修繕を行うものとする。
- (2) 設備撤去に際しては、車両の通行を含めた施設利用者及び近隣住民等の安全と利便性を確保すると共に、大きな音の出る工事、クレーン等重機を使用する工事の実施日については本市及び関係者に対し十分な配慮及び調整をするものとする。また、既存建物、設備及び周辺施設等に支障が出ないよう、養生等十分な対応を行うものとする。
- (3) 運転終了に際しての事前の協議において、本市が希望した場合は、設備を無償譲渡するものとする。この場合、原則として事業者は設備撤去及び原状回復の義務を免れるものとする。

## 8 その他

- (1) 事業者は、本業務の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の執行等に伴う費用は、本業務説明書等に明記がないものであっても、原則として事業者の負担とする。
- (3) 本業務で得られた成果物の著作権及び利用権は、ホームページ等媒体への掲載を含め本市に帰属する。
- (4) 事業者は、関係機関との協議が必要なとき又は協議を求められたときは、誠意をもってあたり、協議内容を記録した打合せ記録簿に関係資料を添えて本市に報告しなければならない。
- (5) 業務遂行に際し、業務内容の変更もしくは当該業務以外の業務の必要が生じた場合は、その対応

について速やかにゼロカーボンシティ推進課と協議するものとする。その際に必要な資料は事業者が作成する。

- (6) 業務に関連する契約不適合が発見された場合は、ゼロカーボンシティ推進課の指示に従い、必要な処置を事業者の負担において行うものとする。
- (7) 事業者は、本業務において生じた事業者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、事業者が一切を処理するものとする。
- (8) 本市又は事業者のいずれにも責に帰すことができない事由により、業務の実施が不可能となった場合、それまでに発生した費用については全額事業者の負担とする。
- (9) 本業務説明書に明記されていない事項、または業務遂行に関して疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うこと。